

SMEs国際会計基準の適用対象とは?

著者	深谷 和広
雑誌名	東邦学誌
巻	39
号	2
ページ	1-12
発行年	2010-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1532/00000222/

SMEs国際会計基準の適用対象とは？

深谷和広

目次

はじめに

1. SMEs国際会計基準の前提
 - (1) ISAC財団・IASBの目的
 - (2) SMEs国際会計基準の必要性
 - (3) SMEs国際会計基準の位置付け
2. SMEs国際会計基準の内容
 - (1) SMEs国際会計基準の基本構成
 - (2) SMEs国際会計基準における簡略化
3. SMEs国際会計基準の適用対象
 - (1) 第1節「SMEs」の位置付け
 - (2) SMEsとは？
 - (3) 一般目的の財務諸表
 - (4) 公的会計責任を持つ企業
 - (5) 主要な事業に付随する金融業
 - (6) 順守の記述を禁じる場合
 - (7) 子企業にSMEs国際会計基準を採用する場合

おわりに

はじめに

わが国では、2009年6月企業会計審議会によって公表された「意見書（中間報告）」[1]を踏まえて、これまでの日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスの歩みは益々加速している。2010年3月決算期から上場会社連結財務諸表への国際会計基準の任意適用が可能となって、2012年には国際会計基準の上場会社への強制適用についての最終判断が予定されている。現段階では、2015年または2016年には強制適用が開始される見込みが濃厚である。

また2009年7月国際会計基準審議会（以下IASB）は、「討議資料」[2]、公開草案[3][4]の段階を経て、中小企業向けの国際会計基準（以下SMEs国際会計基準）[5][6]を公表した。これを一つの契機として、わが国においても中小企業を対象とする会計基準の整備に関する議論[7][8]が積極的に展開されるところである。

本稿では、SMEs国際会計基準における適用対象となるSMEs企業の内容を「訓練資料」[9]によって提示するものである。第1節ではSMEs国際会計基準の基本的前提となる3つの事項について述べている。第2節ではSMEs国際会計基準の全体構成とその特徴である簡素化のポイントを整理している。最後に、第3節において、SMEs国際会計基準の適用対象とその適用について重要なポイントを指摘している。以上の検討からSMEs国際会計基準は国際会計基準と並びIASBの国際会計戦略に資する基準として位置付ける。

1. SMEs国際会計基準の前提

ここではまずSMEs国際会計基準の前提事項について簡単に整理しておきたい。SMEs国際会計基準は国際会計基準委員会財団（以下IASC財団）並びにIASBの目的を遂行するプロセスにおける成果であって、国際会計基準と同列に並ぶものである。国際会計基準と同様にその開発の必然性を認めて、IASBはSMEsを適用対象とする独立したSME国際会計基準を開発したものである。

(1) ISAC財団・IASBの目的

IASC財団は、その下部組織であるIASBを基準設定団体として、その目的を次のように設定している。

- (a) 公益に資するように、世界の資本市場参加者及びその他の利用者が適切な経済的意思決定に役立つように、高品質で透明性があり、比較可能な情報を、財務諸表及びその他の財務報告で要求する、高品質で、理解可能で、かつ強制力のあるグローバルな一組の会計基準を開発すること。
- (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること。
- (c) (a) (b) の目的を達成するために、必要に応じて中小企業及び新興経済圏の特殊なニーズについても配慮すること。
- (d) 各国の国内会計基準と国際会計基準及び国際財務報告基準をコンバージェンスさせること。

IASC財団の目的を要約するならば、IASBの活動を通じて、一組の国際会計基準を開発することにある。また開発された国際会計基準の利用と厳格な適用を促進することにある。この目的を達成する上で、中小企業及び新興経済圏の特殊なニーズに配慮しなければならない。また国際会計基準と国内会計基準とをコンバージェンスをさせることを目的の中に明確に位置付けている。国際会計基準、並びにSME国際会計基準はこの目的を達成する一つのプロセスである。

(2) SMEs国際会計基準の必要性

IASBは国際会計基準と同様にSMEs国際会計基準の必要性を指摘している。会計上に差異があるならば、投資家、貸手、その他による財務情報の比較に混乱を生じさせる可能性がある。高品質で比較可能な財務情報を得ることで、国際会計基準は資本の配分や株価を改善する。このような便益は負債や持分を提供する投資家の側のみならず、企業の側にもおよぶと想定している。これらの便益は公開市場で有価証券が売買される企業に限定されるものではない。以下の理由から、SMEs国際会計基準もまた同様に必要とされている（[6] para.37）。

- 金融機関は国境を越える貸付を実施するために、SMEsの財務諸表を必要とすること。
- ベンダーは取引の前に他国のバイヤーの財務健全性を評価すること。
- 信用格付機関は国境を越えて統一的な格付けを開発すること。
- 海外のサプライヤーとの長期ビジネスを査定するために財務諸表を利用すること。
- ベンチャーキャピタルは国境を越えてSMEsに資金提供すること。
- SMEsは想定外に多くの外部の投資家をもつこと。

(3) SMEs国際会計基準の位置付け

2009年7月IASBはSMEs国際会計基準をSMEs、閉鎖会社、非公開責任企業などと呼ばれる企業を対象として国際会計基準から独立したSMEs国際会計基準を開発した。この基準はこれらSMEsの外部利用者のために一般目的の財務諸表及びその他の財務報告への適用を目的とするものである。この基準の目的は、国際会計基準と同様に一般目的の財務諸表及びその他の財務報告への適用にある。国際会計基準と同

様に、特別目的の（経営目的、課税目的、配当目的など）財務諸表及びその他の財務報告を想定するものではない。

2. SMEs国際会計基準の概要

次に、国際会計基準の概要を簡単に述べることにしよう。ここではSMEs国際会計基準の基本構成を示し、この基準の特徴である5つの簡略化パターンについてふれることにしたい。

(1) SMEs国際会計基準の基本構成

SMEs国際会計基準は本文「基準」[5]、付録「結論の根拠」[6]の2部から構成される。本文「基準」は以下の表のように全体で35の節から構成される。項目ごとに編成されて、番号が設定される。各節は、節番号と項番号の組み合わせで表示される。また本文「基準」S21、S22、S23には適用指針を含む。この指針は本文の適用をガイドするものである。

表1 SMEs国際会計基準の基本構成

節	内 容	源 泉	節	内 容	源 泉
	序		17	有形固定資産	IAS16
1	SMEs		18	のれん以外の無形資産	IAS38
2	諸概念及び普遍的諸原則	概念的枠組み・ IAS1(2007)	19	企業結合及びのれん	IFRS3(2008)
			20	リース	IAS17
3	財務諸表の表示	IAS1	21	引当金及び偶発事象	IAS37
4	財政状態計算書	IAS1	22	負債及び持分	IAS1、IAS32
5	包括利益計算書・損益計算書	IAS1	23	収益	IAS11、IAS18
6	持分変動計算書・利益剰余金計算書	IAS1	24	政府補助金	IAS20
7	キャッシュ・フロー計算書	IAS7	25	借入費用	IAS23
8	財務諸表への注記	IAS1	26	株式報酬	IFRS2
9	連結・個別財務諸表	IAS27	27	資産の減損	IAS2、IAS36
10	会計方針、見積り及び誤謬	IAS8	28	従業員給付	IAS19
11	基本的な金融商品	IAS32、IAS39、 IFRS7	29	法人所得税	IAS12
			30	外貨換算	IAS21
12	他の金融商品	IAS32、IAS39、 IFRS7	31	超インフレーション	IAS29
			32	後発事象	IAS10
13	棚卸資産	IAS2	33	関連当事者開示	IAS24
14	関連会社投資	IAS28	34	特殊活動	IAS41、IFRS6
15	ジョイント・ベンチャー投資	IAS31	35	SMEs国際会計基準への移行	IFRS1
16	投資不動産	IAS40			

(2) SMEs国際会計基準における簡略化

SMEs国際会計基準は、国際会計基準と比べて、以下に列挙する5つの簡略化を実施したものである。簡略化の結果としてSMEs国際会計基準は国際会計基準〔約2800頁〕の10%程度〔約280頁〕の小冊子となった。次に以下の5項目の簡略化のポイントについて簡単に整理することにした。

- 国際会計基準のいくつかのトピックスを削除すること。
- 国際会計基準の会計方針オプションを削除すること。
- 国際会計基準における認識・測定要件を簡略化すること。
- 国際会計基準における開示要件を削減すること。
- 改訂負担を軽減すること。

①削除された対象項目

SMEs国際会計基準は、草案段階においては、一株当たり利益、中間財務報告、セグメント報告、売却目的保有の非流動資産の会計の四項目について国際会計基準を参照することを提案していた。しかしながら、該当する可能性は乏しいとの判断から、SMEs国際会計基準は当該四項目の削除を決定した〔6〕 para.88)。

②削除された会計方針オプション

SMEs国際会計基準は、複数の会計方針オプションのある国際会計基準について、複雑なオプションを排除し、単純な方法を指定することで簡素化した。排除された項目の内容は以下の通りである。

- 金融商品の2区分（売却可能と満期保有）と公正価値オプション
- 有形固定資産および無形固定資産における再評価モデル
- ジョイント・ベンチャー（JV）の比例連結モデル
- 投資不動産における取得原価モデルと公正価値モデルの選択
- 政府助成金における様々なオプション

③認識・測定要件の簡略化

SMEs国際会計基準は、国際会計基準の認識・測定要件の重要な部分を簡素化した。簡略化された認識・測定要件の概略は以下の通りである（〔6〕 paras.99-136）。

● 金融商品（S11、S12）

○金融資産の区分数の削減（〔5〕 paras.11.8-11）

適格な金融商品を「取得原価」または「償却原価」で測定する。その他の全ての金融商品を「公正価値」で測定する。従来4区分から「売却可能」と「満期保有」の2区分を削除する形で簡素化を実施した。このことで経営者の査定やティンティング条項の複雑さを排除する。

○認識中止原則の簡略化（〔5〕 paras.11.33-38）

簡略な認識中止原則を採用する。国際会計基準の「パススルー」や「継続的関与」の要件を削除することで簡素化している。

○SMEs版ヘッジ会計基準の規定（〔5〕 paras.12.15-25）

SMEsのヘッジ会計基準を規定する。SMEsを前提としてヘッジ会計の対象を限定する。

● のれんおよび無形資産（S18、S19）

○のれんと無形資産の会計処理の限定（〔5〕 paras.18.20-21、para.19.23）

常に見積耐用年数での償却を採用する。信頼できる耐用年数を採用できない場合には、耐用年数を10年と仮定する。

● 関連会社投資およびJV投資 (S15、16)

○取得原価法による測定の容認 ([5] para.14.4, para.15.9)

持分法に加えて、公開市場価格がある場合には公正価値法を適用し、これがない場合には取得原価法を適用することを容認する。取得原価法では取得原価から減損損失累計額を控除した額を投資額とし、公正価値法では公正価値で測定するとともに、公正価値変動額を損益計算書の損益として認識する方法である。

● 研究開発費と借入費用 (S18、S25)

○即時費用処理の義務化による簡略化 ([5] para.18.14, para.25.2)

研究開発費と借入費用について全て即時に費用として処理することを義務付けている。

● 有形固定資産と無形固定資産 (S17、S18)

○会計処理方法の見直しに関する簡略化 ([5] para.17.19, para.18.24)

有形固定資産の残存価額、耐用年数、減価償却方法と無形資産の償却期間と償却方法の見直しは変化の兆候がある場合に限定する。

● 従業員給付 (S28)

○測定方法の簡略化 ([5] para.28.18)

確定給付債務及び費用を過剰なコストと努力を要せず測定可能な場合のみ、測定のために予測単位積増方式を採用しなければならない。採用できない場合における簡略法を定めた。

○過去勤務費用の会計処理の簡素化 ([5] para.28.21)

過去勤務費用は全て直ちに損益において認識しなければならない。

○保険数理上の差異の会計処理の簡略化 ([5] para.28.24)

保険数理差異上の差異は損益またはその他の包括利益のいずれかで認識しなければならない。

● 売却目的保有流動資産 (S17、S27)

○売却目的保有流動資産の基準の削除 ([5] para.17.26, para.27.9)

売却目的保有流動資産の基準を削除した。同様な効果を得るために減損の兆候の指標として資産処分計画の項目を含めている。

● 生物資産 (S34)

○生物資産の測定方法の簡略化 ([5] para.34.8)

過剰な費用と努力を要せず公正価値を測定できる場合のみ、生物資産に公正価値法を適用する。他の場合には、取得原価、減価償却、減損法を適用する。

● 株式報酬 (持分決済型株式報酬) (S26)

○測定方法の簡略化 ([5] para.26.10)

持分決済型株式報酬の公正価値については、観察可能な市場価格が利用できない場合、取締役の最善の見積りを費用の測定のために採用しなければならない。

④開示要件の削減

SMEs国際会計基準は、国際会計基準と比べて著しい開示要件の簡素化を実施した。この削除項目には以下の四つのタイプがある ([6] para.156)。

● SMEs国際会計基準での削除された項目に関連するもの。

● SMEs国際会計基準での削除された会計オプションに関連するもの。

- SMEs国際会計基準での認識・測定原則の簡略化に関連するもの。
- 利用者ニーズおよびコスト・ベネフィットの検討の結果に関連するもの。

⑤基準改訂負担の軽減

IASBは、SMEs国際会計基準を採用し、2年間の財務諸表を公表した時点で、この基準の適用によるSMEsの経験の全体的なレビューを予定している。またレビューの結果を受けて、適用上の問題に対応するために改訂する予定である。また同時に新しい国際会計基準の基準や改訂を検討する予定にある。このようにSMEs国際会計基準の改訂は3年間隔を想定している。このことは国際会計基準に比べて基準改訂負担を軽減することになる（〔6〕 para.165）。

3. SMEs国際会計基準の適用対象

最後に、SMEs国際会計基準の適用対象についてIASB財団のSMEs国際会計基準の訓練資料〔9〕に基づいてフォローすることにしたい。この訓練資料を読むことで、意図する適用対象を明らかにしたい。また採択権限を各国の基準設定機関に委ねるものの、SMEs基準の設定権限については厳然としてIASBにあることを指摘したい。以下では各基準の項目について簡単にポイントを指摘するとともに、その内容を訓練資料の事例を示して理解することにする。

(1) 基準における「SMEs」の位置付け

1.1 本基準はSMEsによる利用を前提としている。本節はSMEsの性質を記述するものである。

本基準の適用対象はSMEsであることを規定するものである。どのような企業にSMEs国際会計基準を適用するか否かについては、個々の法律領域における規制当局または基準設定者にその決定権をゆだねている。しかしながら、本基準はSMEsの定義を基本とすること、また規制当局、基準設定団体、報告企業および監査人に適用範囲に関する情報を伝達することを前提とする。本基準はSMEsに該当しない企業、すなわち、基準に不適合な企業はSMEs国際会計基準の順守を記述することを禁じている。SMEs国際会計基準の第1節「SMEs」はSMEsの性質を記述するものである（〔5〕 para.1.2～para.1.6）。

(2) SMEsとは？

1.2 SMEsとは以下の二つの特徴をもつ企業とする。

- (a) 公的会計責任（public accountability）を持っていないこと、かつ
- (b) 外部利用者のために一般目的の財務諸表（general purpose financial statement）を公表するもの。

SMEsの用語はSMEs国際会計基準付録「用語集」に定義されるものである。また同様にこの基準（〔5〕 para.1.2～para.1.6）においてこの用語の解説がなされている。SMEsの判断を構成する主な要素は、公的会計責任を持たないこと、また外部利用者のために一般目的の財務諸表を公表することである。しかしながら、それぞれの法律領域でSMEsの定義は独自に開発されている。その定義には、売上高、資産総額、従業員数または他の数値基準を含めるものがある。また、一般目的の財務諸表を公表するか否かに関係なく、零細企業、または小規模企業を含める場合もある。これら各法律領域の現状の下に、この基準では一般目的の財務諸表と公的会計責任を定義している。次にその定義を検討することにした。

(3) 一般目的の財務諸表

一般目的の財務諸表は、企業における財政状態、業績、キャッシュ・フローに関する有用な情報を、特定の情報ニーズに適合する報告を求める立場にない幅広い利用者に向けて提供することを目的とするものである。従って、一般目的の財務諸表は幅広い利用者の共通した情報ニーズに方向づけられるものである。例えば、この場合には、株主、債権者、および従業員などのニーズが想定される。SMEs国際会計基準は公的会計責任を持たない利益指向企業における一般目的の財務諸表及びその他の財務報告に適するように設計されたものである。すなわち、国際会計基準と同様に、特別目的（経営目的、課税目的、配当目的など）財務諸表及びその他の財務報告の作成を目的としているわけではない。以下で討議資料に掲載される具体例を確認してみたい。

①一般目的の財務諸表の事例

＜事例1＞公的会計責任のないある企業がSMEs国際会計基準の要件によって財務諸表を作成している。この企業は財務諸表を主要なサプライヤー、銀行、経営者ではない所有主に送付する。この企業は注記にSMEs基準の順守の厳格かつ無制限である旨を記述する。

＜事例2＞事実関係は事例1と同じである。しかしながら、この事例では、この財務諸表を組織の経営者以外には送付していない。

＜事例3＞公的会計責任のないある企業が活動する法律領域の地域のGAAPによって財務諸表を作成している。地域のGAAPの名称は異なっても、一言一句SMEs国際会計基準と同じ内容である。この企業はこの財務諸表を主要なサプライヤー、銀行、課税当局に送付している。この企業は注記に地域のGAAPの順守について厳格で無制限である旨の記述をしている。

訓練資料では、これらの財務諸表が一般目的の財務諸表であることを例示している。ここでのポイントは、この財務諸表が特定の情報ニーズに応ずる報告を求める立場にない幅広い利用者には有効な情報を提供するように設計されたSMEs国際会計基準又は同等の基準によって作成されていること、またこの財務諸表が幅広い一般利用者を対象として有効な情報を提供することにある。

②一般目的の財務諸表に該当しない事例

＜事例4＞公的会計責任のない企業が活動する法律領域において課税所得（または課税費用）計算目的で法人税の要件によって財務諸表を作成している。この法人税の要件はSMEs基準の内容と異なるものである。企業は課税当局にのみ財務諸表を送付している。この企業は注記において地域の法人税要件の順守について厳格かつ無制限の旨の記述をしている。

＜事例5＞事実関係は事例4と同じである。しかしながら、この事例では、この企業は財務諸表を取引銀行や国の登記所に送付している（企業が活動する法律領域の法律要件に基づく）。国の登記所に登記される全ての財務諸表の謄本を登記所のWebから無料でダウンロードすることができる。

訓練資料では、これらの財務諸表が特別目的の財務諸表であることを例示している。これらは税務報告のために設計された基準によって作成されるものである。従って、これらは幅広い利用者にとって有効な情報を提供することを目的とするものではない。

(4) 公的会計責任を持つ企業

1.3 以下に該当する場合には公的会計責任を持つ。

(a) ある企業が負債・持分金融商品を公開市場において売買する場合、または企業の金融商品を公開市場での売買を目的とする発行プロセスにある場合（国内または海外の証券市場、店頭市場である。これらには地域市場や地方市場が含まれる。）

(b) 主要な事業の一つとして幅広い外部者集団のために受託能力によって資産を保有する場合。典型的な事例としては、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー・ディーラー、ミューチュアル・ファンド、投資銀行などがある。

次に、もう一つの要因である公的会計責任の内容を確認することにしたい。まず、公開市場における証券を売買する企業には公的会計責任があることを定義している。公開証券市場は企業と投資家と組織化するものである。一般投資家は長期のリスク資本を提供するものの、投資の意思決定に有効となる財務情報を求める権限はない。一般投資家は一般目的の財務諸表に依存しなければならない。公開証券市場に参加することこそが公的会計責任を決定するための一つの基準であることを明確にしている。また公開市場で証券を売買する企業はその規模の大小に関係なく判断されることになる。このような企業の場合、国際会計基準を順守しなければならない。また、SMEs国際会計基準の順守を記述することを禁じられている。

また、主要な事業として金融業を営む企業には公的会計責任があることを定義している。ほとんどの金融機関は法律または政府機関によって規制を受けている。銀行、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、年金ファンド、ミューチュアルファンド、投資会社などの主要な事業は、幅広い得意先、顧客、メンバー集団から付託された資金を保有・管理することにある。このような企業は公的な受託能力によって活動を行うものである。従って、この企業には公的会計責任があるとしている。この具体的な事例を検討することしよう。

①公的会計責任のある事例

＜事例6＞ある企業は2つの事業を契約に基づいて運営している。銀行業と衣料品小売業である。銀行業は一般顧客から現金を預かり、90日の預金につき2%の金利を付け元本と共に支払う契約をする受託預金業務を行っている。またこの企業は衣料品小売業を行う上で銀行事業の資金を一部活用している。

＜事例7＞ある企業は株式を証券取引所に上場しているわけではないが、「店頭市場」で取引している。なお、この店頭市場は証券取引所よりも軽微な政府規制を受けている。

＜事例8＞ある企業は株式をEUの補完的な資本市場で売買している。この市場はIAS規則の適用対象となる「規制市場」ではない。（すなわち、EU法はIFRSsの適用を企業に求めていない。）

これらの企業は公的会計責任がある場合の例示である。主要な業務として受託預金業務を行っているのか、または公開市場で売買を行っていることがその判断の基準となっていることを示している。

②公的会計責任のない事例

＜事例9＞ある企業の唯一の事業は顧客へのローンから金利を獲得することである。この企業はその

資金を億万長者である2人のオーナー経営者からのみ獲得している。(この企業は一般顧客から預金を受託しているわけではない。)

〈事例10〉ある企業の親会社の普通株式が証券取引所において売買されている。

〈事例11〉ある企業がその法律領域での電力や天然ガスの唯一の提供者である。この企業はその法律領域における最大の企業である。この活動はその法律領域のGDPの4%を占めるものである。

これらの企業には公的会計責任がないことを例示している。一部顧客からの資金を受託していること、親会社の株式のみ公開市場で売買されること(子会社の株式を公開市場で売買するわけではない場合)また企業活動に経済的な重要性があることなどの諸要因をもって公的会計責任あるものとしなないことを表している。

(5) 主要な事業に付随する金融業

1.4 ある企業が受託能力の下で幅広い外部者集団の資産を保管するかもしれない。これら企業は経営を意図しない顧客、得意先、会員などから企業に付託された資産を保管、運用をすることがあるからである。しかしながら、この企業が主要な事業に付随する理由でこれらを行う場合(例えば、会員預金を求める旅行、不動産、慈善事業、協同組合、また商品・サービスを提供する前に支払いを求める公的企業)このことによって、これら企業を公的会計責任あるものとしなない。

さらに、上記の定義によって、企業の主要な事業に付随する理由で幅広い外部集団の資産を保管・運用する企業の場合には、主要な事業に付随する金融事業の存在の理由で公的会計責任あるものとしなないことを明確化した。以下には、主要な事業に付随する事業の事例である。その内容を見ることにしたい。

① 主要な事業に付随する事例

〈事例12〉ある企業はSMEs国際会計基準によって財務諸表を作成している(この資産には投資不動産と要求払い預金を含む)。この企業は投資不動産を占有する前に返還可能な手付金として2か月のレンタル料相当の支払いをテナントに求めている。リース期間中にテナントに損害を生じさせないことを前提とし、この企業はテナントがリース終了時点で契約を解消するならばこの手付金を返却する。

〈事例13〉ある企業はSEMs国際会計基準を順守して財務諸表を作成している(唯一の事業は旅行業である)。この企業は契約時点にパッケージ旅行価格60%相当の手付金を支払うように求めている。残り40%は出発日前30日までに支払われた。顧客が出発日の60日以前に解約する場合、この手付金を全額返済する。出発前60日以降の解約については返金することはない。

これらの手付金の保管、この事実のみで、ある企業を公的会計責任あるものとしなない。なぜなら、手付金の保管は企業の主要な事業に付随するものである。この場合、SMEs国際会計基準は、他の理由で企業を公的会計責任あるものとする場合を除いて、この基準の全要件を順守することを前提とし、この企業には厳密かつ無制限でSMEs国際会計基準の順守についての記述を求めている([5] para.1.5)。

(6) 順守の記述を禁じる場合

1.5 公的会計責任のある企業がこのSMEs国際会計基準を採用する時には、この財務諸表がSMEs国際会計基準を順守するものと記述してはならない。ある法律領域の法律または規則によって公的会計責任のある企業がSMEs基準の採用を求められる場合また許可される場合も同様である。

SMEs国際会計基準は、ある企業の財務諸表がSMEs国際会計基準の全ての要件を順守している場合のみ、この企業が財務諸表の順守について厳格で無制限である旨の記述を求めている（〔5〕 para.3.3）。しかしながら、法律によって財務諸表の作成に際しSMEs国際会計基準の順守を求められる場合は、公的会計責任のある企業が順守すると記述することを禁じられている（〔5〕 para.1.5）。以下は順守の記述を禁じられる事例である。

①順守の記述を禁じられる事例

〈事例15〉ある小規模な地域銀行は一般大衆から預金を預かっている。この財務諸表はSMEs国際会計基準の全ての要件を順守して作成されている。この銀行が営業する法律領域にはこの企業に適用する正式な報告要件はない。

〈事例16〉ある企業は普通株式をある法律領域の証券取引所で売買している。この企業は財務諸表をSMEs国際会計基準によって作成している。普通株式を法律領域で売買する企業は、地域の法律によって、SMEs国際会計基準によって財務諸表を作成することを求められている。

〈事例17〉ある企業は負債金融商品のある法律領域の証券取引所で売買している。この企業は財務諸表をSMEs国際会計基準で作成している。

〈事例18〉ある企業は普通株式を法律領域の証券取引所で普通株式を売買するための発行プロセスにある。この企業は財務諸表をSMEs国際会計基準で作成している。

これらの企業はSMEs国際会計基準を順守している。しかしながら、これらはいずれにせよ公的会計責任のある企業である（〔5〕 para.1.3）。従って、これら企業はSMEs国際会計基準の順守と記述することを禁じられることになる。

(7) 子企業におけるSMEs国際会計基準を採用する場合

1.6 ある子会社の親会社が国際会計基準を利用する場合、あるいは、ある子会社は国際会計基準を利用する連結集団の一部である場合、この子会社自身は公的会計責任を持たないとすれば、自身の財務諸表においてSMEs国際会計基準を利用することを禁じられることはない。この財務諸表でSMEs国際会計基準を順守すると記述する場合、子会社の財務諸表はこの基準の全ての要件を順守しなければならない。

最後に、親会社が国際会計基準を採用する子会社の場合について明確な見解を示している。SMEsは独自にSMEs国際会計基準を利用する上でその適合性を査定しなければならない。たとえ、SMEsが、親会社、ベンチャー、投資家に国際会計基準を順守した財務諸表を送付する場合でも、その適合性について独自に査定しなければならない。親会社が国際会計基準を利用する子会社の場合、または国際会計基準を利用する連結集団の一部である子会社の場合、SMEsによる簡略版によって開示すること、また国際会計基

準の認識・測定原則を順守することは認められない。この場合、国際会計基準は親会社によって用いられる。ある企業がSMEs国際会計基準を順守すると記述する場合、この企業はSMEs国際会計基準の全ての要件を順守しなければならないことを指摘している。

これまで述べてきたようにSMEs国際会計基準の適用対象は明確である。IASBはSMEsの定義において数値規準を設定することをあえて回避して、外部利用者を対象とする一般目的の財務諸表を作成すること、また公的会計責任のない企業であることを主要な要素とする定義を設定した。これまで述べてきたように、SMEsの定義を構成する要素の解釈こそが重要なポイントであった。とりわけ、公的会計責任の定義が重要であった。この定義では公開証券市場での売買と主要な事業としての金融業の要素によって判断がなされている。SMEs国際会計基準の適用はこの基準で定義されるSMEsである。このSMEsのみがこのSMEs国際会計基準を順守することができる。この国際会計基準をSMEsに適用する場合にのみ、その順守の記述を認めている。まさに、SMEs国際会計基準の採択権は各国に委ねられるもの、SMEs国際会計基準の内容の決定権はIASBに残されているといわなければならない。

おわりに

本稿では、SMEs国際会計基準における適用対象となるSMEs企業の内容を「訓練資料」によって提示することを試みたものである。第1節ではSMEs国際会計基準の基本的前提となる3つの事項について整理した。国際会計基準と同様に、SMEs国際会計基準はIASC財団・IASBの目的を達成すべく開発されたものであることが明らかになった。第2節ではSMEs国際会計基準の全体構成とその特徴である簡素化のポイントを整理した。SMEs国際会計基準は国際会計基準との関連性を持ちながらも独自に開発された国際会計基準の簡略版であることを示した。最後に、第3節において、SMEs国際会計基準の適用対象とその適用のポイントについて指摘した。SMEsの国際会計基準はIASBによって定義されたSMEsを適用対象とするものである。各国に選択権限はあるものの、基準の決定権限はIASBにある。以上の検討からSMEs国際会計基準はIASBの国際会計戦略に資する基準として位置付けることができる。今後、SMEs国際会計基準の各国における採用が現実のものとなることが予想される。これまでの検討結果を踏まえて、SMEs国際会計基準の適用場面を具体的に検証する必要がある。この点が今後の検討課題である。

引用・参考文献

- [1] 企業会計審議会、2009、我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）、金融庁。
- [2] IASB、2004、*Discussion Paper Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*、IASB。
- [3] IASB、2007、*Exposure Draft of Proposed IFRS for Small and Medium-sized Entities*、IASB。
- [4] IASB、2007、*Basis for Conclusions on Exposure Draft of Proposed IFRS for Small and Medium-sized Entities*、IASB。
- [5] IASB、2009、*IFRS for Small and Medium-sized Entities*、IASB。
- [6] IASB、2009、*Basis for Conclusions on IFRS for Small and Medium-sized Entities*、IASB。
- [7] 中小企業の会計に関する研究会、2010、*中小企業の会計に関する中間報告書*、中小企業庁。
- [8] 非上場会社の会計基準に関する懇談会、2010、*非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書*、企業会計基準委員会（ASBJ）。
- [9] IASC Foundation、2010、*Training Material for the IFRS for SMEs: Module 1 Small and Medium-sized Entities*、IASC Foundation。

受理日 平成22年9月30日

